

報道資料

令和 8 年 9 月 14 日

人 事 院

内閣官房内閣人事局

国家公務員の留学の実施等に関する状況

○公表のポイント

1. 留学の開始件数の状況

- ・ 国家公務員の留学制度として、多様な研修が整備されています。
- ・ 留学は、「国家公務員スキル一覧」の「概念化スキル」や「対人スキル」など、多様な能力の向上につながる重要な成長機会となっています。
- ・ 令和7年度に新たに留学を開始した件数は、463 件となっています。留学費用償還制度の創設以降、令和7年度末までに留学を開始した件数の総数は8,227 件となっています（表1）。

2. 留学費用の償還件数の状況

- ・ 令和7年度に新たに償還義務が発生した件数は94 件となっています（表2）。

1. 留学の開始件数の状況

（1）多様な留学制度の整備

国家公務員の留学制度として、多様な研修（うち在外18研修、国内25研修）が整備されています（参考1）。

留学制度のうち、行政官長期在外研究員制度を利用した研究員からは、所管する政策分野について最新の知見や関連施策への示唆を得ることができた、多様な国々出身の同級生との交流等を通じて新たな視座・視点を得ることができた、などの報告が寄せられています（注1）。

このように、留学ならではの経験を通じ、各府省の所管分野で必要なスキル、「国家公務員スキル一覧」（注2）の「概念化スキル」（組織が直面する課題に対して解決策や戦略を考えるスキル）や「対人スキル」（他人と関わりチームで働いていくためのスキル）など、多様な能力の向上に資するものとなっています。研究員は、これらの留学の経験・成長をいかして、留学後も公務に従事しています。

また、令和8年度に人事院が実施した総合職試験等からの新規採用職員に対するアンケートの結果では、回答者の約8割が留学などの国際的な経験を希望すると回答しており、留学は職員にとって魅力的なキャリア形成や成長機会の一つとなっています（注3）。

引き続き、公務の魅力向上のための取組を一層進めるほか、公務のブランディングの取組において、留学等を挑戦と成長のプロセスと位置づけ、公務の魅力の一つとして発信をしていきます。

（注1）行政官長期在外研究員制度（昭和41年度創設）の研究員の体験記の詳細については、下記リンクをご参照ください。

（https://www.jinji.go.jp/seisaku/ninmen/kensyuu/haken/haken_2.html）

（注2）「国家公務員スキル一覧」については、下記リンクをご参照ください。

（<https://www.jinji.go.jp/seisaku/ninmen/skill-ichiran.html>）

（注3）アンケート結果の全体については、下記リンクをご参照ください。

（<https://www.jinji.go.jp/content/000017713.pdf>）

（2）年度別の留学開始状況

令和7年度に新たに留学を開始した件数は463件（うち在外267件、国内196件）であり、近年は毎年400件台後半で推移しています。留学費用償還制度の創設以降、令和7年度末までに留学を開始した件数の総数は8,227件（うち在外4,961件、国内3,266件）となっています。

<表1>

(件)

年度	当該年度に留学を開始した件数		
		うち在外	うち国内
令和7年度	463	267	196
令和6年度	450	273	177
令和5年度	476	275	201
総数 (平成18年6月19日以降)	8,227	4,961	3,266

2. 留学費用の償還件数等の状況

国家公務員が留学中又はその終了後5年以内に離職した場合、国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成18年法律第70号）に基づき、留学費用相当額の全部又は一部を償還しなければならないこととされています（参考2）。令和7年度に新たに償還義務が発生した件数は94件となっています。

（1）年度別の償還件数

<表2>

(件)

年度	当該年度に償還義務が発生した件数
令和7年度	94 (85)
令和6年度	96 (92)
令和5年度	85 (84)
総数 (平成18年6月19日以降)	851 (832)

(※) () 内は、令和8年5月1日までに留学費用の償還を終えている件数を表す。

(2) 令和7年度の留学費用の償還状況の内訳

<表3>

(件)

研修の名称		件数
在外 <48>	・行政官長期在外研究員制度	33 (27)
	・金融庁在外研究員制度	1 (1)
	・財務省在外研究員制度	3 (3)
	・外務省在外研修	11 (10)
国内 <46>	・行政官国内研究員制度（修士課程コース）	5 (4)
	・行政官国内研究員制度（博士課程コース）	1 (1)
	・金融庁国内大学院派遣制度	1 (1)
	・財務省経済学等専門研修制度	1 (0)
	・財務省税関研修所大学委託研修制度	1 (1)
	・国税庁税務大学校研究科博士前期課程受講コース	1 (1)
	・防衛省国内一般大学留学（修士課程）	2 (2)
	・防衛省国内一般大学留学（博士課程）	2 (2)
	・防衛省防衛大学校理工学研究科留学（前期課程）	13 (13)
	・防衛省防衛大学校理工学研究科留学（後期課程）	3 (3)
	・防衛省防衛大学校総合安全保障研究科留学（前期課程）	4 (4)
	・防衛省防衛医科大学校医学研究科留学	12 (12)

(※) () 内は、令和8年5月1日までに留学費用の償還を終えている件数を表す。

【参考1】研修ごとの年度別留学開始状況

【参考2】留学費用償還制度の概要

以 上

問	人事院人材局研修推進課	問	内閣官房内閣人事局
合	研修推進課長 高田 悠二	合	内閣参事官（人材育成担当） 伊東 千尋
せ	課長補佐 川口 孟桂	せ	参事官補佐（人材育成担当） 小澤 孝洋
先	電話 (03)3581-1971 (直通)	先	電話 (03)6257-3753 (直通)

【参考1】

研修ごとの年度別留学開始状況

(件)

研 修 の 名 称					留 学 期 間	当該年度に留学を開始した件数			総 数
						平成18年度 (平成18年6月19日以降) 令和5年度	令和6年度	令和7年度	
在 府 等 研 修	等全 研府 修省	人事院	行政官長期在外研究員制度		原則2年	2,483	147	138	2,768
		文部科学省	宇宙関係在外研究員派遣制度		1年	2	0	0	2
		文部科学省	原子力関係在外研究員派遣制度		1年	4	0	2	6
	自 府 等 研 修	会計検査院	海外大学院等派遣研修		原則17か月	16	0	0	16
		警察庁	海外調査研究		1年	26	0	0	26
		警察庁	情報通信職員海外研究機関(修士課程履修コース)派遣制度		3年以内		0	0	0
		金融庁	在外研究員制度		1年	72	5	6	83
		法務省	検事在外研究員(米国大学院コース)派遣制度		原則1年	2	0	0	2
		財務省	在外研究員制度		1年又は2年	120	5	6	131
		国税庁	在外研究員制度		原則1年	65	4	3	72
		経済産業省	海外調査研究員制度		原則1年	42	11	2	55
		特許庁	外国大学院課程履修研修		原則1年又は2年	73	4	10	87
		海上保安庁	在外大学院派遣制度		期間の定めなし	1	0	0	1
		原子力規制庁	原子力規制委員会職員長期在外研究員制度		2年又は3年	6	0	0	6
		外務省	在外研修		2年又は3年	1,255	84	86	1,425
		防衛省	国外一般大学留学	(修 士 課 程)	1年又は2年	203	11	12	226
		(博 士 課 程)		原則3年	30	1	1	32	
		裁判所	判事補海外留学研究員制度		1年	17	1	1	19
		国立印刷局	長期海外派遣研修		原則2年	4	0	0	4
		小 計					4,421	273	267
国 内 等 研 修	等全 研府 修省	人 事 院	行政官国内研究員制度	(修士課程コース)	2年以内	252	13	18	283
				(博士課程コース)	3年以内	51	5	9	65
	自 府 等 研 修	会計検査院	会計専門職大学院派遣研修		原則2年	26	1	1	28
			公共政策大学院(国際プログラム)派遣研修		原則2年	3	1	0	4
		警 察 庁	情報通信職員国内大学院派遣制度		2年	6	1	0	7
		金 融 庁	国内大学院派遣制度		2年	67	5	4	76
		財 務 省	経済学等専門研修制度		1年又は2年(修士) 5年(博士)	46	3	2	51
			税関研修所大学委託研修制度		3年以内	105	2	4	111
			財務局経済学等研究員派遣制度		2年	21	2	2	25
		国 税 庁	税務大学校研究科博士前期課程受講コース		原則15か月	154	14	13	181
		文部科学省	放射線対策行政官国内研究員(専門職大学院コース)制度		1年	8			8
			国内大学院派遣制度		2年以内	3	1	1	5
		文 化 庁	文化政策関係行政官国内研究員派遣制度		2年	2	0	0	2
		農林水産省	検査・監察部国内会計専門職大学院派遣制度		2年以内	6	1	0	7
			国内大学院(事業構想修士)派遣制度		2年以内	3	2	2	7
		経 済 産 業 省	国内大学院経済等研修		2年以内	15	1	0	16
		特 許 庁	国内大学院課程履修研修		1年又は2年	31	0	4	35
		国 土 交 通 省	国内政策研究員派遣制度		2年	3	0	0	3
		海 上 保 安 庁	国内大学院派遣制度		原則2年又は3年	43	1	4	48
		原子力規制庁	原子力規制委員会原子力規制行政官国内研究員制度		2年以内	19	0	0	19
	防 衛 省		国内一般大学留学	(修 士 課 程)	原則1年又は2年	317	23	32	372
				(博 士 課 程)	原則3年又は4年	197	14	13	224
			防衛大学校理工学研究科留学	(前 期 課 程)	2年	823	48	43	914
				(後 期 課 程)	3年	89	10	7	106
			防衛大学校総合安全保障研究科留学	(前 期 課 程)	原則2年	198	10	15	223
				(後 期 課 程)	3年	29	1	2	32
		防衛医科大学校医学研究科留学			4年	368	18	20	406
		造 幣 局	派遣研修		期間の定めなし	1	0	0	1
	製品評価技術基盤機構	長期派遣研修制度		原則6か月以上2年以内	7	0	0	7	
	小 計					2,893	177	196	3,266
	合 計					7,314	450	463	8,227

(注)1 「研修の名称」及び「留学期間」は、年度により違いがある場合についても、令和7年度の名称及び期間で統一して表記した。

2 「全府省等研修」とは、全府省等の職員を対象とする研修であり、「自府省等研修」とは、その所属職員を対象として実施する研修である。

3 文部科学省「放射線対策行政官国内研究員(専門職大学院コース)制度」は平成25年3月31日で廃止となった。

留学費用償還制度の概要

国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成18年法律第70号)

留学中又は留学終了後早期に離職



償還義務が発生

(留学費用を償還)

○ 留学とは…… ～ 償還の対象となる研修 ～

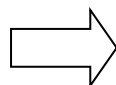
職員に国内外の大学院等の課程を履修させるため、その職員の同意を得て、職務命令により国が行う研修

○ 償還義務とは……

償還すべき者

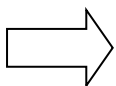
償還金額

留学中に離職※1した者



離職の時点までに国が支出した「留学費用の総額」

留学終了後の在職期間※2が5年未満で離職した者



留学終了後の在職期間に応じて「留学費用の総額」を一定の割合で逡減させた金額

※1 償還義務を課す「離職」に含まれないもの

- ・ 死亡による離職
- ・ 分限免職のうち
公務災害・通勤災害による心身故障の場合
廃職・過員の場合
- ・ 人事交流のための退職 等

※2 「在職期間」に含まれないもの

- ・ 私傷病による病気休職の期間
- ・ 停職の期間
- ・ 育児休業の期間 等

